

子育て世帯等臨時特別給付金の対象者を追加しました

令和3年12月から対象の子育て世帯に支給している「子育て世帯等臨時特別給付金」について、離婚などによって新たに対象児童の養育者となった人なども対象者に追加しました。

追加の対象者 次の①～③のいずれかに該当する人(すでに本給付金を受給した人を除く)

- ①令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった人
- ②令和3年9月30日時点で高校生などを養育していなかったが、令和4年2月28日時点で高校生などを養育している人
- ③その他に①や②に準ずる人

支給手続き 申請書に必要な事項を記入の上、こども未来課、または各地域局へ提出してください。申請書は提出先に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

申請期限 4月28日(木)必着

※新生児分の申請は4月28日まで延長しました。

☎こども未来課

☎21・0288



国民年金保険料 学生納付特例制度

20歳以上の学生で、所得が少ないため国民年金保険料を納めることが難しい場合は、申請により納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

令和3年度に学生納付特例が承認されている人で令和4年度も同一の学校に在学する人は、4月上旬に学生納付特例申請書(はがき形式)が送付されます。このはがきに必要事項を記入し返送することで令和4年度分の申請をすることができます。

※この場合、学生証の写し、または在学証明書の添付は不要です。

☎日本年金機構高梁年金事務所
☎21・0570(音声案内に沿って②↓②の順に番号を押してください)

市民課 ☎21・0252



奨学金の貸付を行います

将来、社会に貢献する人材を育成することを目的に、奨学金の貸し付けを行います。

申請資格 次の全てに該当する人

- ①市内に本籍を有する人、または市内に引き続き5年以上住所を有する人で、高校生および大学などに在学する学生
- ②品行方正で学業成績優秀な人
- ③身体、精神ともに健全で、成業の見込みのある人

申請期間 4月1日(金)～30日(土)

申請方法 奨学金借入申請書に次の書類を添えて教育総務課へ提出してください。

- ①学校長の推薦書(新1年生は出身校、そのほかの学年は在学校の推薦書)
- ②住民票(世帯全員分)
- ③入学許可証の写し、または在学証明書
- ④同一生計世帯員の令和3年分の源泉徴収票(確定申告をした人は確定申告書の写し)

※申請書は教育総務課、各地域局に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

貸付月額 高校生1万8000円／

大学等学生4万4000円(無利子) **貸し付けの決定** 5月下旬に審査し決定します。(審査基準は世帯所得、学業成績など)

貸付期間 貸し付け決定年度の4月

月から当該学校卒業の月まで

定員 高校生2人以内／大学等学生5人以内

奨学金の返還 卒業後満1年を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中に返還

奨学金返還免除制度

この奨学金には、要件に該当する人を対象とした奨学金返還免除制度があります。

対象 次の全てに該当する奨学金返還中の入

- ①令和2年4月1日以前から市内に住所を有し、実際に居住している人
 - ②奨学金返還の滞納がなく、市税などを完納している人
- 免除額** 奨学金貸付額の12分の1を上限とし、毎年度決定します。

免除期間 4月から12カ月間

申請期間 4月30日(土)まで

※免除申請は毎年度必要です。

☎教育総務課 ☎21・1500